

議 案 第 33 号

松戸市スポーツ推進審議会条例の制定について

松戸市スポーツ推進審議会条例を別紙のように定める。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

本市にスポーツの推進に関する重要事項を調査審議等するスポーツ推進審議会を設置するため。

松戸市スポーツ推進審議会条例

松戸市スポーツ振興審議会設置条例（昭和44年松戸市条例第27号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）

第31条の規定に基づき、松戸市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長又は松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 法第2条第2項のスポーツ団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により任命されている松戸市スポーツ振興審議会の委員は、この条例による改正後の松戸市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定により委嘱された松戸市スポーツ推進審議会の委員とみなす。
- 3 前項の規定により松戸市スポーツ推進審議会の委員とみなされた者の任期は、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、松戸市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2中「松戸市スポーツ振興審議会委員」を「松戸市スポーツ推進審議会委員」に改める。